

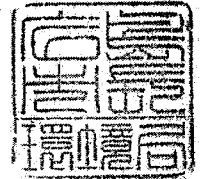


広環保第320号

令和元年11月8日

広島市長 松井一實様  
(都市整備局都市計画課)

広島市長 松井一實  
(環境局環境保全課)



(仮称) 駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価書について (通知)

令和元年10月28日付けで提出のあった(仮称)駅前大橋線軌道建設事業環境影響評価書について、環境の保全の見地からの意見を述べる必要がないと認められるので、広島市環境影響評価条例(平成11年広島市条例第30号)第35条第2項の規定により読み替えて適用される第20条第2項の規定により通知します。